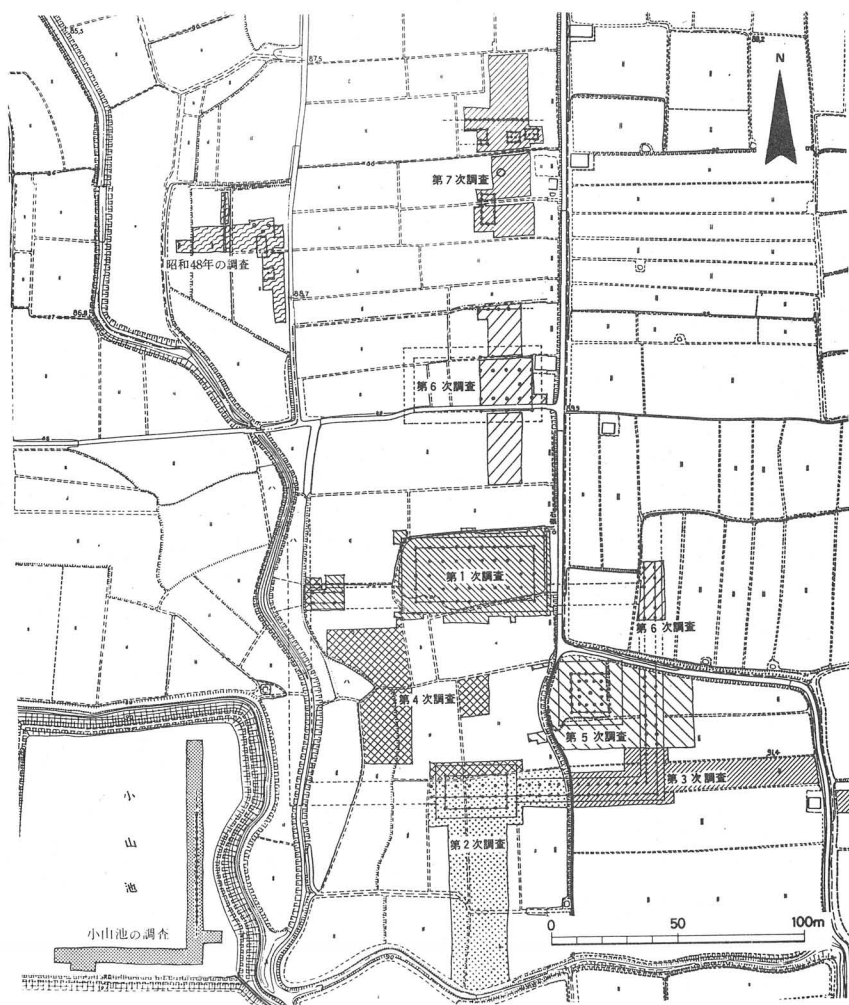


大官大寺第7次の調査

(昭和55年7月～昭和55年12月)

第7次調査は、伽藍北辺部の状況を探ること、寺域北限の施設の手懸りを得ることなどを目的として実施した。調査地は講堂の北方60～130 mの地点で、南北70 m、東西15 mの調査区を設定した。調査区は畦畔によって南・中・北の3つに分かれており、調査の過程でそれぞれ一部を西に拡張し、北区では東にも拡張区を設けた。



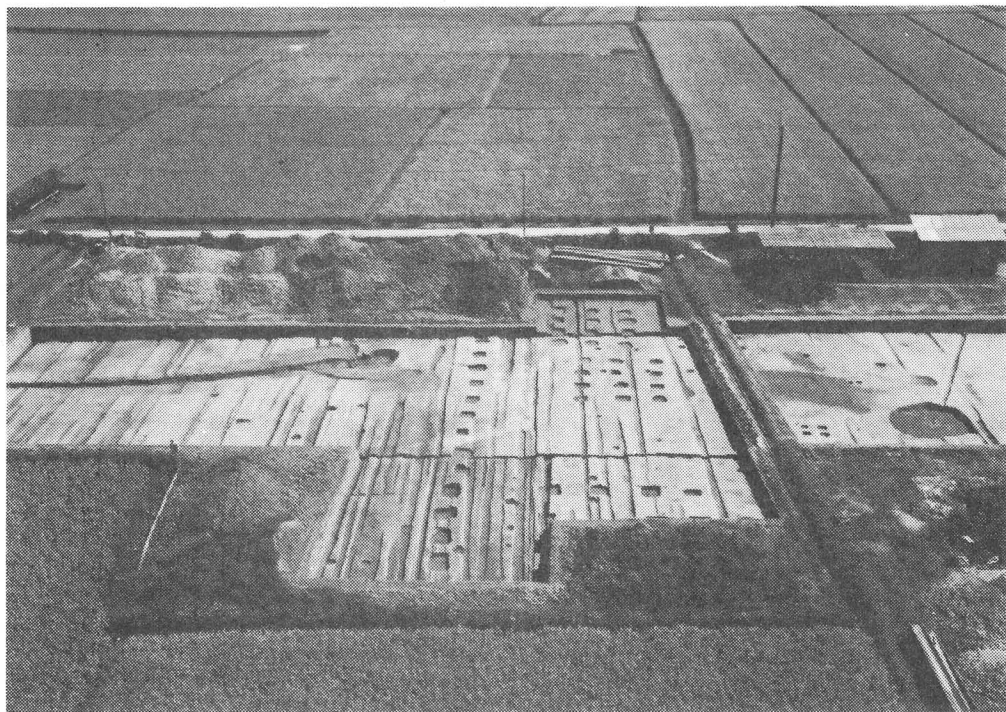
調査地位置図 (1 : 3000)

調査区の基本的な層序は、耕土、床土、黄褐色砂質土、灰褐色粘質土となる。黄褐色砂質土は、中区北半から北区南半にかけてみられた土層であり、その他の地区には見られない。従って遺構検出は、黄褐色砂質土層上面又は、灰褐色粘質土層上面で行った。

調査の結果、寺域北限を画したと考えられる掘立柱塀のほか、掘立柱建物、井戸、土塋などを検出した。遺構の時期は大官大寺期、大官大寺造営前、その他に区分されるので、ここではその区分に従って説明する。

大官大寺期の遺構 掘立柱塀 SA 600，掘立柱建物 SB 570・590・591，SB 595，井戸 SE 580，土塋 SK 604，溝 SD 597 などがある。

東西塀 SA 600 は北区の中央にある掘立柱塀で、総長約24mにわたって13間分を検出したが、さらに東と西に延びていると思われる。柱掘形は0.8～1mの方形で、全てに柱痕跡が残る。柱間寸法にはばらつきがみられ、特に東から5間分はそれが著しい。これを除けば柱間寸法はほぼ1.84m等間となる。SA 600と想定伽藍中軸線との交点は西から2間目にあたる。SA 600を寺域北限

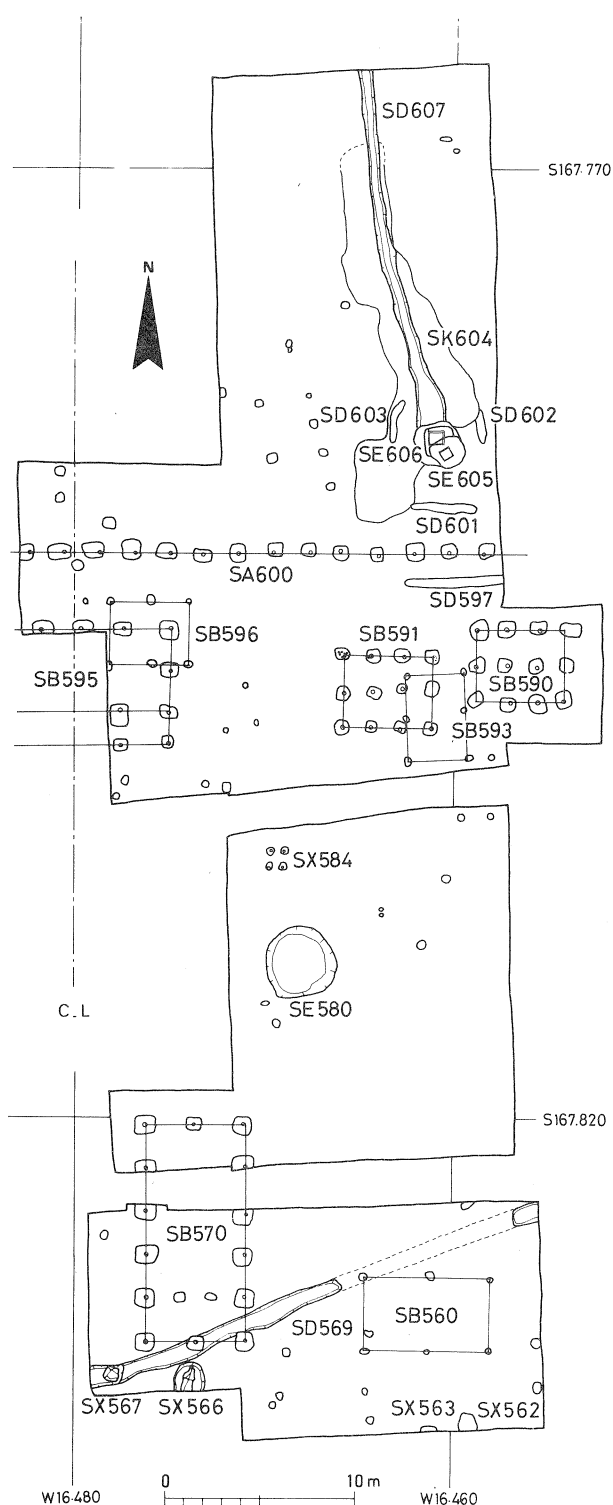


調査地北半全景（西から）

の塀とすれば、この地点に北門などの遺構が存在したとも考えられるが、門の遺構は検出されなかった。また塀に伴う基壇、雨落溝に該当するような遺構もない。この塀を寺域北限の施設と考えると、塀は九条条間路推定路心から南へ約29mの位置になる。

南北棟建物 SB 570 は南区西端にあり、桁行5間・梁行2間の規模である。柱掘形は0.8～1mの方形であり、3つの掘形には柱根が、他の全ての掘形には柱痕跡が残る。柱間寸法は桁行では2.20～2.40m、梁行では2.58～2.65mあり、平均すると各々2.31m、2.60mとなる。柱根のうち南東隅のものは、遺存状況が良好で柱径は23cmほどあり、長さ80cmにわたって残っている。根がらみなどの痕跡はみられない。

東西棟建物 SB 590・591 は北区南端部で検出した掘立柱建物で、2棟は南北に1.5mずれて、東西に並んで建っ



第7次調査遺構配置図（1：400）

ている。ともに桁行3間、梁行2間の総柱建物である。柱掘形は、SB 590は0.8mほど、SB 591は0.6mほどとやや小さい。柱間寸法にはばらつきが著しく、確定しにくい。平均値を求めればSB 590は桁行が中央間1.68m、脇間1.48m、梁行は1.92m等間、SB 591は桁行中央間1.60m、脇間1.53m、梁行は南柱間が1.98m、北柱間が1.73mとなる。SB 591の北西隅柱穴とその東隣の柱穴には、根固め石と考えられる石が据えられている。

東西棟建物SB 595はSA 600の南4mにある南廂付建物である。梁行3間、桁行3間以上の規模になるが建物はさらに西の未発掘地に延びていると考えられる。北側柱列の柱筋は、東方にある建物SB 590の北側柱列の柱筋とそろっている。柱掘形は身舎では方1m、廂では方0.6mで廂部分の柱掘形が小さい。全ての柱穴で柱痕跡を確認したが、それらは径約20cmほどで身舎と廂の間には大小の差はない。柱間は梁行が身舎では2.225m等間、廂は1.725mある。桁行はばらつきがあるが、端間2.54m、中央間2.21mとなり、端間が少し広いと考える方が妥当のようである。

SE 580は中区の中央にある井戸で大官大寺の時期と考えられるが、後世に井戸枠は抜取られ、一気に埋められていた。この埋土からは槿先瓦1点が出土した。井戸掘形は径3.5mほどあり、掘形と井戸抜取穴とがほぼ重複している。

土壌SK 604は塀SA 600の北にある。南北約20m、東西約4mの不整形な土壌である。土×からは大官大寺期の土器が出土した。溝SD 597はSA 600の南1.5mにある素掘りの東西溝である。深さは約0.2mあるが、西へは続かない。このほかに大官大寺期の遺構としては南区南端に2つの柱掘形状の落込みSX 562・563を検出したが、その性格は不明である。

大官大寺造営前の遺構 井戸SE 605・606，溝SD 569・601～603，SD 607がある。これらの遺構のうち溝SD 569以外の遺構は、北区中央東寄りに集中している。また、井戸SE 605とSE 606の間には重複関係があり、SE 606が古い。

井戸SE 605は一辺1.5mの隅丸方形を呈する掘形に井籠組の井戸枠を据えたもので、検出面からの深さは約1mある。枠組の上半部は抜き取られていた

が、高さ60 cmほどが遺存する。内法が一辺 52.5 cmの小形井戸で、周囲には井戸枠を固定するために人頭大から拳大の石が配置されていた。枠板の厚さは3 cmあり、北側は2枚積み上げているが、他の三面は一枚板である。東を除く三面の枠板の上端中央部には太柄穴がある。井戸からは、多量の土器小片、小刀状木製品、桃や瓢箪などの植物遺存体が出土した。また、井戸の抜取跡からも少量の土器と瓦が出土した。



井戸 SE 605 (北から)

SE 606 は井戸枠の土居が遺存しているのみである。土居から約30 cm上方で確認できた井戸掘形の平面形は、一辺 1.6 m前後の隅丸方形をなす。土居の内法寸法は東西が63 cm、南北が70 cmあり、組手部分を込栓で止めている。材は幅 5.5 cm、厚さ 6 ~ 9 cmの角材である。東材の下端には井戸土居とは無関係の切欠きがあるので、転用材である可能性が考えられよう。土居と井戸枠の接合方法を示す痕跡はなく、上部は不明である。土居枠内からは、多量の土師器と須恵器の小片、桃核・瓢箪などの植物遺存体が出土した。

また、井戸の東・南・西にはそれぞれ SD 602・601・603 があり、井戸を方形に取囲む様相を呈している。これらの溝は井戸屋形のような遺構に伴う溝の可能性はあるが、井戸周囲には建物遺構はみられなかった。

斜行溝 SD 607 は南から北に流れる素掘りの溝である。幅 0.7 m ~ 1.5 m、深さは 0.4 m前後である。井戸枠が抜き取られているので井戸との新旧関係は不明であるが、この溝は井戸より南には延びないことから、井戸の排水施設とも考えられる。井戸 SE 605・606 からは飛鳥Ⅳ段階、溝 SD 607からは飛鳥Ⅲ・Ⅳ段階の土器が出土した。

このほかに南区には斜行溝 SD 569 がある。重複関係から、大官大寺期の建

物 S B 570 より古い溝であるが、出土遺物が皆無のため、時期は不明である。

その他の遺構 調査区に散在する掘立柱建物と小柱穴、礎石落とし込み穴および中世以降に掘られた小溝がある。建物 S B 560 ・ 593 ・ 596 はいずれも桁行 2 間、梁行 1 間の小規模な建物で、柱掘形も小さい。建物のほかに、中区の北西隅には S X 584 がある。柱痕跡の残る柱掘形が 4 個集中しているが、その性格は不明である。これらの遺構の時期は、重複関係から中世の小溝よりも古いことは明らかである。また、S B 593 ・ 596 の北方からは平安時代の土器が出土しているので、これらの建物は平安時代のものとも考えられるが、今ひとつ決め手を欠く。

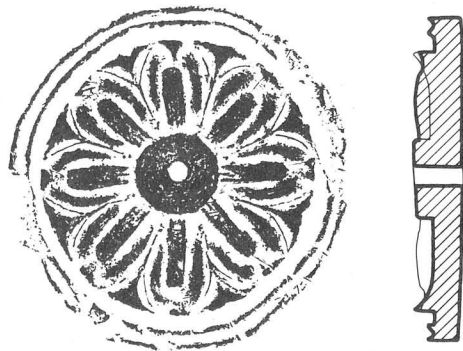
南区の南西隅には 2 カ所の礎石落とし込み穴 S X 566 ・ 567 がある。いずれも花崗岩の礎石が落とし込まれており、発掘区に南接する地区に礎石建物の存在が想定される。礎石落とし込み穴の埋土と中世以降の小溝の埋土が類似していることから、礎石が落とし込まれたのは、中世以降と考えられる。

出土遺物 瓦、土器、木製品（小刀状木製品）、金属製品（鉄釘）がある。

瓦類の出土は極めて少ない。軒丸瓦、軒平瓦の破片は 12 点であり、熨斗瓦 2 点、桷先瓦 1 点である。丸・平瓦の出土は僅少である。S E 580 から出土した単弁八弁桷先瓦は、膳夫寺出土と伝えられる軒丸瓦（保井芳太郎『大和上代寺院志』昭和 7 年）と同範と考えられる。この軒丸瓦の外区を取除き、中央に釘穴を穿つと、今回出土の桷先瓦と同型になる。

出土土器には縄文時代から中世に至るものが含まれているが、量的には 7 ・ 8 世紀の土器が多い。大官大寺期の土器は、土壇 S K 604 からややまとまって出土した。S E 605 ・ 606 出土土器は飛鳥 IV 段階に属するものである。出土器種をみると、甕・壺類がほとんどを占め、杯・皿類が極端に少ないことが注目される。

まとめ 今回の調査によって、寺域北辺部の実態の一部が明らかになった。



井戸 S E 580 出土桷先瓦（1 : 3）

SA 600 は寺域北限を画する塀と考えられ、そのすぐ南に接するように、伽藍のはぼ中軸線上に南廂のつく東西棟掘立柱建物があり、その東には倉庫と考えられる2棟の総柱建物 SB 590・591 が並ぶ。さらに南には井戸 S E 580 をはさんで約20mの位置に2×5間の掘立柱南北棟がある。この地域からの瓦の出土量が少ないことからこれらの塀や掘立柱建物はいずれも瓦葺ではなく、板葺あるいは桧皮葺であったと想定される。また今回検出した井戸や4棟の建物を含む地区は寺域の最北辺に位置して雑舎的な性格をもつものと考えられる。

寺域を画する塀については、紀寺や飛鳥寺（概報8）にあっても、掘立柱であり、藤原宮域を限る施設も同様に掘立柱塀であることから、SA 600 が大官大寺の寺域を限るものであったとしてよからう。『額安寺班田図』は奈良時代の伽藍様相を伝える貴重な資料であるが、そこに描かれた寺域北辺部をみると伽藍中軸線上に北門はなく、東へずれている。また北門付近には倉庫が立ち並び、伽藍中心部にある瓦葺建物とは異なった建物が数棟描かれている。こうした寺域北辺部の様相は、今回の発掘地の性格を考える上で参考になる。

以上のように、今回検出した SA 600 を寺域北限の施設とみなすと、推定九条条間路心との間には約29mの距離があり、これから道路幅を差引いたとしてもかなり幅の広い塀地があったことになる。また、大官大寺の西を限るとみられる小山池検出の SA 2700（概報10）と推定東三坊大路心との距離 24.5 m との関係も同様に幅の広い塀地が想定される。最後に大官大寺の寺域の規模にふれておくと、西を限る塀 SA 2700 と金堂心との心々距離が 110.5 m であることから東西は2町となる。そして南限に関しては中門が推定十条条間路の南にあり、南門は未調査であるが、十条大路に面していたとみられることから、南北を3町と想定できる。すなわち大官大寺は東三坊大路、東四坊大路、十条大路、九条条間路にそれぞれ面し、東西2町、南北3町の寺域をもつ寺院であったと推定される。詳細は今後の調査でさらに検討を加えていくことになる。